

# 令和7年度（2025年度）早期退職に関する募集実施要項

令和7年（2025年）11月6日

熊本市代表監査委員

熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、組織の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、下記のとおり早期退職者の募集を行います。

## 1 募集対象

監査事務局に所属する職員で、令和8年（2026年）3月31日に「45歳～59歳（医師及び歯科医師については50歳～64歳）」の者（注1参照）

※ただし、定年前早期退職者に対する特例措置（割増の適用）は、勤続期間（除算期間を除く。以下同じ。）が20年以上の方のみ対象となりますのでご注意ください（別紙1参照）。

※令和5年度からの定年引上げにより、制度の変更点があります（別紙2参照）。

※組織の年齢別構成適正化等のため、来年度以降、制度を見直す可能性があります。

## 2 募集人数

設定なし（注2参照）

## 3 募集期間

令和7年（2025年）11月6日（木）午前9時00分から

令和7年（2025年）12月5日（金）午後5時15分まで（必着）

※募集は1回のみとなりますのでご注意ください。

## 4 退職すべき期日

令和8年（2026年）3月31日（注3参照）

## 5 応募手続

（1）応募をしようとする職員は、「応募申請書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、募集期間中に下記受付担当者宛にCネットメール又は庁内メール便で提出してください。

※応募にあたっては、必ず所属長（所属長の場合は局・区長）に報告を行ってください。

（2）審査後、認定又は不認定の通知書を各局・区長宛に交付します。

※12月末を目途に交付予定

※不認定になる場合は（注4）のとおり

（3）認定通知書の交付後、対象者は速やかに退職願を下記受付担当者宛に提出してください。

※認定通知書の交付時に再度案内

（4）応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（様式第2号）を応募申請書と同様の方法で提出してください。

※応募取下げ申請書は、応募申請書と同じフォルダに格納しております。

※人事異動の都合上できるだけ令和8年（2026年）1月9日（金）までに提出してください。

※取り下げる場合にも、必ず所属長（所属長の場合は局・区長）に報告を行ってください。

## 6 その他

- (1) 暫定再任用制度については、別紙2をご参照ください。
- (2) 年金の受給要件として、公的年金制度への加入期間が原則10年以上必要ですのでご注意ください。

## 7 問合せ先（受付担当者）

熊本市監査事務局                      Tel            328-2763  
E-mail    kansa@city.kumamoto.lg.jp

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができません。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、任期を定めて任用されている職員
- (3) 令和8年(2026年)3月31日までに60歳(医師及び歯科医師については65歳)に達する職員
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集期間中に受けた者

(注2) 募集する人数は、募集対象となるべき職員の範囲に含まれる職員数未満とします。

(注3) 予算の都合上、退職日を令和8年(2026年)4月1日に繰り下げ場合があります。その場合は、人事課で繰下げ対象者を選定し、事前にご連絡します。

(注4) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定とします。

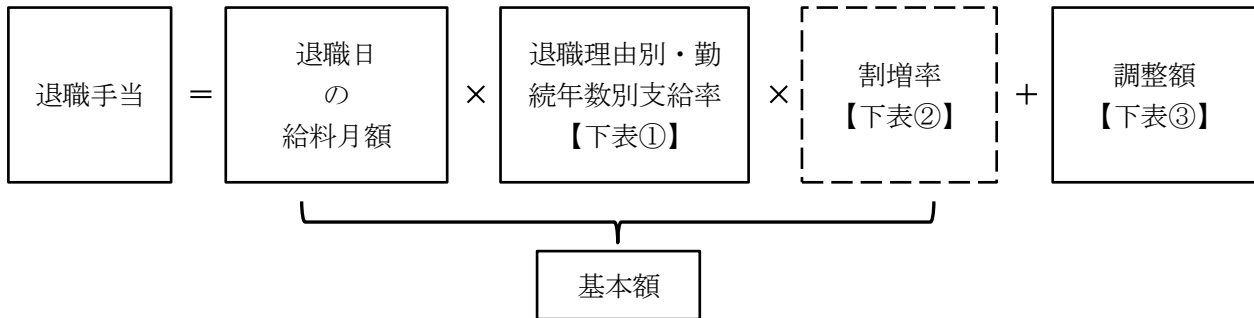
- (1) この募集実施要項又は(注1)に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 定年前早期退職者に対する特例措置について (R7 年度時点)

定年前早期退職者のうち、勤続期間が20年以上で、かつ、年齢が45歳以上の職員が、早期退職に関する募集実施要項に応募し、認定を受けて退職した場合、自己都合等退職の場合と比べ高い支給率が適用されるとともに、退職日の給料月額を60歳到達(医師及び歯科医師については65歳)前1年につき3%割増して基本額を算定します。

※勤続期間が20年未満の方は割増の適用を受けられませんが、支給率は自己都合等退職よりも優遇されます。

○早期退職した場合の退職手当算定方法；基本額+調整額



【表①】 退職理由別・勤続年数別支給率

勤続期間	退職手当支給率	
	定年前早期退職者	自己都合等退職
20年	24.586875	19.6695
21年	26.260875	21.3435
22年	27.934875	23.0175
23年	29.608875	24.6915
24年	31.282875	26.3655
25年	33.27075	28.0395
26年	34.77735	29.3787
27年	36.28395	30.7179
28年	37.79055	32.0571
29年	39.29715	33.3963
30年	40.80375	34.7355
31年	42.31035	35.7399
32年	43.81695	36.7443
33年	45.32355	37.7487
34年	46.83015	38.7531
35年以上	47.709	39.7575~

【表②】 割増率 (勤続期間が20年未満の方は割増の適用を受けられません。)

退職時年齢	割増率	退職時年齢	割増率
45歳	3% × (60-45) = 45%	53歳	3% × (60-53) = 21%
46歳	3% × (60-46) = 42%	54歳	3% × (60-54) = 18%
47歳	3% × (60-47) = 39%	55歳	3% × (60-55) = 15%
48歳	3% × (60-48) = 36%	56歳	3% × (60-56) = 12%
49歳	3% × (60-49) = 33%	57歳	3% × (60-57) = 9%
50歳	3% × (60-50) = 30%	58歳	3% × (60-58) = 6%
51歳	3% × (60-51) = 27%	59歳	3% × (60-59) = 3%
52歳	3% × (60-52) = 24%		

※医師及び歯科医師の割増率は個別にお問合せください。

【表③】調整額

月ごとにその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分（休職月除く）に応じて、各号に定める額のうち、その額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの合計額。

号	級	金額	号	級	金額
1	8	65,000	5	5	32,500
	(ライン局長)			(主幹級)	
2	8	59,550	6	4	27,100
	(スタッフ局長等)			(主査級)	
3	7	54,150	7	3	21,700
	(部長級)			(主任主事等)	
4	6	43,350	8	1・2	0
	(課長級)			(主事等)	

※業務職については、地位ではなく、級に対応して計算。

例) ライン局長1年、スタッフ局長2年、部長5年、課長7年の場合

$$65,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} + 59,550 \text{ 円} \times 24 \text{ 月} + 54,150 \text{ 円} \times 24 \text{ 月} = \underline{3,508,800 \text{ 円}}$$

(1号)                      (2号)                      (3号)

## 定年引上げ制度適用から変更となった点

### 1 募集対象

令和5年度から、定年年齢が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上がりますが、対象者は、現行どおり45歳～59歳（医師及び歯科医師については50歳～64歳）としますので、60歳以上（医師及び歯科医師については65歳）の方は、引き続き対象外となります。

※60歳に達した日以後に退職した職員への退職手当は、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、「自己都合」を理由とする退職よりも支給率の高い「定年」を理由とする退職と同様の支給率となります。

### 2 割増率の変更

59歳の割増率は、令和5年度から「3%」となります。

### 3 再任用について

今年度早期退職者については、定年前再任用及び暫定再任用となることができませんのでご注意ください。

※暫定再任用については別添資料をご参照ください。